

第二回 國會議院 圖書館運營委員會 議錄 第二号

昭和二十三年二月二日(月曜日)

午後五時十五分開議

出席委員

委員長 中村 嘉壽君

山口 靜江君 井上 知治君

多田 勇君 圓谷 光衛君

豊澤 豊雄君

本日の會議に付した事件

國立國會圖書館法案起草に關する件
國立國會圖書館建築委員會法案起草に關する件

○中村委員長 これより會議を開きます。

一昨日、本委員會の決議に基きまして、委員長より議長に対し承認を求めました國立國會圖書館法に關する國政調査につきましては、一昨日議長において承認がありましたので、ここに一言御報告申し上げます。

では國立國會圖書館法案及び國立國會圖書館建築委員會法案起草の件を議題といたします。

本案につきましては、旧臘以來、本日まで、しばしば打合會を開いて慎重審議を続け、ここに一應の成案を得たのでございますが、本案の内容が議院全体の構成の上に、重要な関連をもつ關係から、議院運營委員會と連合審査會を開いて、なお本案の完成に慎重を期したいと存じますので、緊急に議院運營委員會との連合審査會を開くことにいたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 それではさよう決定いたします。

連合審査會の期日については、議院運營委員長と連絡の上御通知いたします。

なお先日打合會で御決定の案は、お手もとに配付してありますから、これを本委員會の起草案といたしたいと思つて、その案文の字句については、統一の必要上、その整理を委員長に御一任願ひたいと思つて、なお、條文中、多少重複して不必要と認める点があるような場合には、完璧を期するために、委員長に整理を御一任願ひたいと思つて。

それからなおこれに付け加えまして、この間御審議を願ひました法案に對しまして、こゝういふ前文を加えることにいたしました。すなわち

國立國會圖書館は、眞理がわれ等を自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立せられる。

こゝういふ前文を加えたことを御承知願ひます。

なおこの法案に伴うところのものが一つありますから、これを御審議願ひます。

國立國會圖書館設置に伴う法令の整理に關する法律案

第一條 國會議法第十七章章名、第五條及び第三百三條の「國會圖書館」を「國立國會圖書館」に改める。

第二條 國會議法第二條、第三條、第四條、第六條、第十六條、第二十八條、第三十三條、第三十五條及び第三十六條の「國會圖書館」を「國立國會圖書館」に改める。

第三條 財政法第十六條、第十八條及び第二十條の「參議院議長」の次に「國立國會圖書館長」を挿入する。

第四條 財政法第二十條の「參議院」の次に「國立國會圖書館」を挿入する。

今申し上げましたのは、審議するに當り、國立國會圖書館法が通つてから、これを審議するのでありますから、これを紹介したということに止めておきたいと思つて。

次回の委員會は連合審査會散會後開くことにいたしましたので、本日はこれをもって散會いたします。

午後五時二十二分散會

昭和二十三年三月十日印刷

昭和二十三年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局